

役員等の報酬規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人はまなす会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条及び社会福祉法人はまなす会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(業務の種類)

第3条 報酬及び費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 評議員選任・解任委員会への出席
- (3) 監事による定期または、随時監査、決算監査
- (4) 行政機関による監査の立ち会い
- (5) 役員の研修会及び他の施設の視察業務
- (6) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (7) 法人運営及び施設運営に関する業務
- (8) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等の額の決定)

第4条 理事に対して、一人あたりの各年度の総額は、10万円以内とする。

2 監事に対して、一人あたりの各年度の総額は、10万円以内とする。

3 前条各号における報酬は、勤務実態に即して支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

(評議員会及び理事会等への出席報酬等)

第5条 評議員が、評議員会に出席したときの報酬等は、別表1と別表3に定める金額とする。

- 2 理事が、理事会に出席したときの報酬等は、別表1と別表3に定める金額とする。
- 3 評議員選任・解任委員が、評議員会に出席したときの報酬等は、別表1と別表3に定める金額とする。
- 4 評議員選任・解任委員が、理事会に出席したときの報酬等は、別表1と別表3に定める金額とする。
- 5 評議員及び理事が、入札審査会等法人が開催する会議に出席したときの報酬等は、別表1と別表3に定める金額とする。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときの報酬等は、別表1と別表3に定める金額とする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第7条 理事長が、法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときの報酬等は、別表2と別表3に定める金額とする。

- 2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときの報酬等は、別表2と別表3に定める金額とする。
- 3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときの報酬等は、別表2と別表3に定める金額とする。

(監事の報酬等)

第8条 監事が、評議員会及び理事会に出席したときの報酬等は、別表1と別表3に定める金額とする。

- 2 監事が、法人及び施設・事業所への指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときの報酬等は、別表2と別表3に定める金額とする。

(出張旅費等)

第9条 役員及び評議員が、法人及び施設・事業所の運営業務のため出張したときの報酬等は、第7条の報酬に加えて別表4に定める金額とする。

- 2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 3 第3条第1項第1号から第3号の業務に従事し印鑑証明等の取得を依頼した場合は、次の表に定める1日当たりの額をその都度支給する。ただし、1日2回依頼する場合は重複支給しない。

(1) 住所が秋田市内にある場合	<u>1日当たりの額</u> 1, 100円
(2) 住所が秋田市以外にある場合	<u>1日当たりの額</u> 1, 100円

(報酬等の支給日)

第10条 役員、評議員および評議員選任・解任委員の報酬ならびに費用弁償は、必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第11条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年2月15日全部改正、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人はまなす会役員報酬規程は廃止する。
- 3 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（出席報酬）

名 称	報 酬
評議員会	日額 8, 0 0 0 円
理事会	日額 8, 0 0 0 円
監事会	日額 8, 0 0 0 円
評議員解任・選任委員会	日額 8, 0 0 0 円
入札審査会等	日額 8, 0 0 0 円

別表 2（業務報酬等）

名 称	報 酬
理事長	日額 1 2, 0 0 0 円
評議員及び理事	日額 8, 0 0 0 円
監 事	日額 8, 0 0 0 円
評議員解任・選任委員	日額 8, 0 0 0 円

別表 3（旅費交通費）

区 分	旅費交通費
自家用車	1 k m 当たり 4 5 円
公共交通機関	実 費
宿泊費	実 費

※自家用車の交通費は、自宅から用務地までの往復距離により支給する。

別表 4（出張旅費等）

旅 費	実 費
宿泊費	実 費
日 当	6, 0 0 0 円
その他	実 費